

新潟県障害者福祉システム構築業務契約書（案）

委託者 新潟県(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、新潟県障害者福祉システム構築業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、新潟県障害者福祉システム構築業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間(以下「委託期間」という。)は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料(以下「委託料」という。)の額は、金 円(消費税及び地方消費税額を含む。)とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 とする。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、この契約に定めるもののほか、別添「新潟県障害者福祉システム構築業務委託仕様書」に基づき、委託業務を処理するものとする。

（納入場所）

第6条 成果物の納入場所は、新潟県庁行政庁舎及び甲が指定する場所とする。

（検査）

第7条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく「業務完了報告書（様式1）」を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するための成果物の検査を行わなければならない。甲は、当該検査の結果、委託業務を合格と認めるときは、その旨を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に成果物の補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(委託料の請求及び支払)

第8条 乙は、前条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙が提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第9条 甲の責めに帰する事由により契約金額の支払が約定期間内に行われない場合、乙は遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合を乗じて算定した額である遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(債務不履行の場合の損害金)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(一般的損害)

第11条 委託業務の実施中に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(履行不能の場合の処置)

第12条 乙は、天災その他乙の責めに帰さない事由により契約の全部または一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、納入された成果物の中に隠された瑕疵があるときは、引渡し完了日から起算して1年間、乙に対し無償で修正又は補足を請求することができる。ただし、瑕疵の原因が甲の責めに帰すべき場合は、この限りではない。

2 乙は、前項に規定する修正又は補足を請求された場合には、成果物を完全なものに修正し、又は補正をするものとする。

3 甲は、前項の瑕疵のために、損害が発生した場合は、乙に損害賠償を請求することができる。

4 甲は、第1項の瑕疵のため、契約の目的を達することができないときは、契約を解除することができる。

5 第3項に規定する賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、甲が所有するデータ及び資料（以下「データ等」という。）を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、データ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務の調査等)

第 16 条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して委託業務の実施状況につき、調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 甲は、乙に対し、前項に規定する報告又は調査の結果に基づき、必要な指示を行うことができる。

(事故報告)

第 17 条 乙は、この委託業務の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

(履行期間の延長)

第 18 条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して速やかにその理由を明示した書面を提出し、履行期間の延長を申し出なければならない。

2 甲は、前項の申し出を受けた場合は、その内容を検討し、その理由が正当であると認めたときは、履行期間を延長し、その旨を文書で乙に通知するものとする。

(再委託等の禁止)

第 19 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、委託業者の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 3 乙が委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(法令順守)

第 20 条 乙は、委託業務を履行するにあたっては、関係法令、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年新潟県条例第 32 号。以下「条例」という。）その他の規程に従って行わなければならない。

(作業場所、機器等の確保又は準備)

第 21 条 乙は、委託業務を履行するために必要な作業場所、コンピュータ機器及びその他作業に要する物品等（以下「作業場所等」という。）を、甲の承認のもと乙の責任において確保又は準備しなければならない。

- 2 乙は、作業場所等を特定し、情報セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

(貸与資料等の提供)

第 22 条 乙は、甲に対し委託業務を行うために必要な（個人）情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

- 2 前項の規定により、乙が貸与資料等の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、第 19 条第 1 項のただし書の規定により、乙が、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、委託業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

(複製等の禁止)

第 23 条 乙は、その取り扱う個人情報が記録された貸与資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(貸与資料等の返還)

第 24 条 乙は、委託業務を行わなくなった場合は、貸与資料等（複製したものを含む。）を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を得た場合は、甲立会いの下に、貸与資料等を廃棄することができる。
- 3 甲は、第 1 項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、乙に対し、返還を受けた

貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が、委託業務を行う上で不要となった貸与資料等について準用する。

5 第1項、第3項及び前項の規定は、第19条第1項ただし書の規定により、乙が、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、委託業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

(取組状況の報告等)

第25条 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き、書面により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況等について、必要に応じ報告を求め、実地に調査をすることができる。

3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(納入場所等への立入り)

第26条 乙は、委託業務の履行のために必要がある場合、甲の立会いの下、納入場所等に立ち入ることができる。

(履行内容等の検査)

第27条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の履行内容及び履行方法に関して口頭、書面又は立入りによる検査を行うことができる。甲は、乙に対し、委託業務の履行に関し必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の検査に協力しなければならない。

(危険負担)

第28条 納入前の成果物に滅失又は毀損が生じた場合には、甲の責めに帰すべき場合を除き、その損害は乙の負担とする。

(安全確保の措置)

第29条 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第 30 条 乙は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

（契約の解除）

第 31 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙がその責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

（2）この契約の履行について、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

（3）乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

（4）乙がこの契約に違反するおそれがあると甲が認めたとき。

（5）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項第 1 号から第 3 号の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げないものとする。

3 第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（損害のために生じた経費の負担）

第 32 条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第 33 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

（1）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項もしくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項もしくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以

下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同上第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

(損害賠償)

第34条 乙は、第31条第1項第1号、第2号、若しくは第3号、前条各号又は第39条各号に該当するときは、甲の請求する損害賠償金を甲に支払わなければならないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第35条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りではない。

(変更の届出)

第36条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

(契約の費用)

第37条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第 38 条 この契約について訴訟等を行う場合は、新潟県新潟市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(暴力団排除に関する事項)

第 39 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(疑義等の決定)

第 40 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

新潟市中央区新光町 4 番地 1
甲 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。